

---

---

# 女満別町・東藻琴村任意合併協議会会議録

---

---

## 第4回協議会

会 場： 女満別町研修会館

日 時： 平成16年 7 月26日(月)午後 6 時30分

## 第4回 女満別町・東藻琴村任意合併協議会会議録

開催年月日：平成16年7月26日(月)

開催場所：女満別町研修会館 大会議室

開 会：午後6時30分

閉 会：午後8時50分

出席委員：30名

### (女満別町)

委員 山下英二

委員 坂本 眞

委員 中村 保

委員 森田 暢明

委員 斉藤 昭一

委員 後藤 幸太郎

委員 坂本 一光

委員 松岡 克美

委員 植田 泰弘

委員 阿野 政義

委員 坂 貴吉

委員 檜原 達也

委員 河西 悟

委員 疋田 光子

委員 山田 治

(北海道網走支庁地域政策課)

### (東藻琴村)

委員 小島 忠和

委員 津坂 和己

委員 豊島 義秋

委員 平田 一行

委員 菅野 利英

委員 元木 良一

委員 川崎 教男

委員 深川 昇

委員 西川 光秋

委員 増子 昭一

委員 森 勝

委員 菅野 直司

委員 羽二生 房子

委員 豊島 佐智子

委員 長谷部 勝也

欠席委員：（1名）

委員 原本義弘

事務局：

事務局 長 清水健次

事務局次長・計画班長 菊地教男

調整班 長 熊谷裕幸

総務班 長 平田義和

## 【議事日程】

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 諸般の報告

### 5 協議事項

- 協議第1号 新町の名称について（継続協議）
- 協議第2号 新町の事務所の位置について（継続協議）
- 協議第3号 財産の取扱いについて（継続協議）
- 協議第4号 合併の時期について
- 協議第5号 議会の議員の定数及び任期について
- 協議第6号 農業委員会の委員の定数及び任期について
- 協議第7号 特別職職員の身分の取扱いについて
- 協議第8号 職員の身分の取扱いについて
- 協議第9号 新町まちづくり構想について
- 協議第10号 事務事業における重点項目の協議について

### 6 そ の 他

- (1) 第5回以降の任意合併協議会の開催日程について
- (2) その他

### 7 閉 会

#### 添付資料

- 1. 新町まちづくり構想（素案 その1）
- 2. 女満別町・東藻琴村事務事業重点項目整理表
- 3. 女満別町・東藻琴村事務事業現況調書整理表

## 第4回 女満別町・東藻琴村任意合併協議会

日 時： 平成16年 7月26日(月) 午後 6時30分

場 所： 女満別町研修会館 大会議室

### 1 開 会

事務局：ただいまより、第4回女満別町・東藻琴村任意合併協議会を開催いたします。

### 2 山下副会長挨拶

事務局：開会に先立ちまして、会長よりご挨拶を申し上げるところであります。過日、協議会の後、正副会長の協議によりまして、協議会の開催の挨拶は、会場所在地の町村長が行うこととしました。このたびの会場は女満別町でありますので、女満別町長 山下様よろしくお願いたします。山下副会長：皆さん、お晩でございます。

今、司会の方からご説明がありましたように、本日、第4回、女満別町での任意合併協議会の開催ということでございますので、私の方から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ここ数日、大変暑期中、そして農業の方で見ますと麦の収穫が始まって大変お忙しい中、こうやって多くの委員の皆さんにご出席をいただきまして御礼を申し上げたいというふうに思います。

第3回目の協議の辺りから、具体的な色々な項目の協議に入って参りました。

名称の決め方についてですとか、事務所の所在地の在り方、さらには重点項目のすり合わせというようなことで具体的な協議に入って参りましたので、前回、3回目の協議会におきましても色々なご意見をいただきました。この任意合併協議会における論議というものにつきましては、先だっの会議の中でもご発言がありましたように、白黒を付けるというよりは、色々な意見がある中で相手の立場に立って自分の意見をまた主張していく。そして、そのより良い方向性を見出していくということが、この協議会における色々な発言ですとか、また意見の取りまとめということになってくるのではないかと思います。

これから大変重要な項目について、皆さん方からご意見をいただいていくわけでありましてけれども、そういった点に配慮をしながら、決して遠慮をするということではありませんけれども、配慮のある意見形成、そういったものをお願いしていきたいというふうに思います。

大変時間が限られている中でございますので、早速、各般の審議に入らせていただきたいと思いますので、皆さん方からの活発なご意見をお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。

本日はありがとうございました。

小島会長：それでは早速、本日の議事に入りたいと思いますけれども、最初に今日ちょっと蒸し暑い感じがいたしますので、上着をひとつ外して楽な気分でご参加をいただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

協議会の規約に基づきまして、私が司会進行させていただきます。よろしくお願いたします。

### 3 会議録署名委員の指名

小島会長：では、まず会議次第の3番目、会議録の署名委員の関係でありますけれども、本日の署名委員は、議席番号7番 坂 委員並びに、議席番号8番 津坂委員のお二人にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

#### 4 諸般の報告

小島会長：それでは、4番目の諸般の報告につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局：第4回女満別町・東藻琴村任意合併協議会の出欠の状況であります。

協議会委員31名中ただいまの出席は30名でございます。4番の原本委員より所用により欠席される旨、連絡がありましたのでご報告いたします。

協議会規約第10条の規定によりまして、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、事務局の増員につきましてご報告をさせていただきます。

7月21日付けで職員が1名増員となっております。

本日は、北網広域圏組合の国内交流事業の随行により出張中でありますので、本日は、氏名のみ紹介をさせていただきます。

女満別町企画財政課より、高橋正樹が異動しましたのでよろしくをお願いいたします。

任意合併協議会の経過の報告であります。そちらに記載のとおり、協議会、幹事会、専門部会を各開催しているところであります。

その他の事項といたしまして、議案の訂正についてお願いをいたします。

19ページの両町村の特別職給与及び任期の記載の一部に誤りがありましたので、訂正を皆さんのところに配付しているところでありますのでよろしくをお願いいたします。

再々の訂正で申し訳ありませんが、その中の東藻琴村 豊島教育長の任期、平成19年は、平成16年の間違いでありますので、申し訳ありませんが16に直していただきたいと思っております。

諸般の報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

小島会長：はい、ありがとうございました。

#### 5 協議事項

小島会長：それでは、5番の協議事項に入らせていただきます。

協議第1号 新しい町、新町の名称についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局：協議第1号 継続協議であります新町の名称についてであります。

このことにつきましては、第2回、第3回の中で説明をいたしまして、前回協議をいただきました第3回協議会で協議をした内容について、このたび、確認をするために提案するものであります。

協議項目3 新町の名称であります。新町の名称の決定に当たっては、公募を実施する。なお、公募の方法、選考方法、選考基準等の詳細については、法定合併協議会移行後これを定め決定する。という内容でございます。

以上、協議第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

小島会長：ただいま、事務局から説明がありました新町の名称につきましては、第2回からの継続協議となっておりますけれども、前回、皆様からいただきましたご意見を基にしまして、幹事会で整理をいたしまして、本日は、事務局（案）としてご提案をさせていただいております。

この件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。議題の方の要旨の中にも書いてあります。四角の枠で囲ってありますので、詳細等については、法定合併協議会移行後にこれを定めるというふうなことで原案を提示しているということでもありますので、ご承知いただきましてご意見を賜りたいと思っております。

なお、ご発言される時には、マイクロフォンが届きますので、そのマイクロフォンをお手に取っていただいて、議席番号とお名前を先に告げていただければありがたいと思っております。いかがでしょうか、この新町の名称のことについてのご意見。はい、どうぞ豊島さん、お願いします。

豊島委員：28番 豊島でございます。

新町の名称につきましては、原案どおりで結構かと思っております。以上でございます。

小島会長：ありがとうございます。

今、新町の名称については、原案で結構ですというふうなご意見がございました。よろしゅうご

ざいますか。

(「異議なし」の声)

小島会長：では、事務局の原案のように進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。  
続きまして、これもまた継続審議となっております協議第2号であります。

新町の事務所の位置について、これを議題といたします。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

事務局：前回、第3回協議会で検討しました資料につきまして、再度5ページに掲載をしておりますので、再度説明をしようかと思いましたが、説明につきましては省略をさせていただきます、このような本庁方式、分庁方式、総合支所方式の部分につきまして、ご協議をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

小島会長：事務局から今説明がありましたように、事務所の位置について、これも時間の掛かる協議事項の一つでもありますし、調整方針につきましては、本日、この資料では空欄にしてご提案を申し上げてあります。

ここで改めてこの件に関して、ご意見、ご質問がありましたら、お出しをいただきたいと思えます。詳細は、資料をご覧くださいということでありますのでよろしくお願いいたします。

新町の事務所の名称については、新設合併において、非常に重要な項目でもありますが、他の協議会や余所の協議会なんかでは、相当時間を掛けて協議をしているというふうな場面もあります。しかし、方式としては何通りかの方式がございますので、その辺のご意見等もいただければありがたいのですが、いかがでございましょうか。何かご意見ありませんか。はい、どうぞ森 委員さん、お願いします。

森 委員：2番 東藻琴の森でございます。

過日の協議会の時に、私は、3番目の総合支所方式を取るべきでないかという意見を言いましたが、今、それぞれの住民が、このことがやっぱり一番気になることであろうというふうに思います。同等合併というようなことでいっても、これは、大きなところに最終的に、そこに庁舎を置くということは自然の理でありますけれども、今、それぞれの役場の職員を抱えていかなければならない。10年の時には、何人ぐらい自然減があるだろうということも考えられますけれども、今のところ、やはり3番の総合支所方式をもって進めることが一番良いのではないかという立場で、前回、発言をいたしました。今日もその意見で発言したところでございます。以上でございます。

小島会長：はい、ありがとうございます。

今、森 委員から総合支所方式というものが良いのではないかというようなご意見でありました。その他にいかがでしょうか。はい、どうぞ坂さん。

坂 委員：7番の坂です。

私も前半に関しましては、森 委員さんの意見に賛同するのですが、やはり、合併ということを取る以上、いわゆる効率化も求めなきゃなんないのかなと。それで、永久にそういう形にいけないので、年限を限って、最初は総合支所方式、だけれども、年限3年、5年、10年という部分がありましようけれども、どっかで本庁方式でいかなきゃなんないと。

ですから、当初は、総合支所方式、将来的には、できるだけ早い時期に本庁方式ということが良いと思っております。

小島会長：今、坂 委員さんからお話であります、年限を切った総合支所方式で当面はやってはいかがかというふうなご意見かと思いました。

やがてそれが軌道に乗れば、本庁方式ということをつけ加えられたと思いますが。はい、どうぞ河西委員。

河西委員：2番 河西です。

私、今、森 委員さんから言われたように総合支所方式、これに軸足を置いて、かつ一部分庁方式を取り入れた折衷案みたいな形なのですが、こういう形を提案したいと思います。

全ての機能を1ヶ所に集約するという、これは本庁方式ですけども、これについては、かなり住

民に戸惑いも出るでしょうし、サービスの低下、これにもつながるというふうに思っております。

それから、分庁にすると、様々な部門が東藻琴、女満別、それぞれ分かれるということになりますので、例えば、現在の女満別の住民が住民票を取るのに、今の東藻琴の庁舎にわざわざ出向く、その反対もあり得るということで、住民に不便を掛けるようなことにもなり得るというふうに思っております。

そのような中で、具体的に申しますと、住民に関係の深いような住民部門、福祉部門それから建設、産業それから出納窓口、こういうことについては、女満別、東藻琴の双方に設置すると。

それから、この場合、共通して統合して運営する必要のある管理ですとか企画、財政、これについては片方の総合支所に集約すると。

それから、一方で議会、教育委員会、農業委員会、選挙機関それから監査委員、それについては、どちらかの総合支所に分散させると。これは分庁方式になりますけれども、こういうような形を並行して採用して、これだけですと行財政改革に私はならないと思います。

そこで、これと並行して、役場の職員の給与については私も良く分かりませんが、若干、民間レベルに対して高いのではないかというようなお話も出ていますから、その辺の一定の削減。

それから、先程、坂 委員が言われていましたけれども、今後、両町村で向こう10年間で50名の退職予定者があるというふうに聞いております。その方々の退職後の補充については、できるだけ差し障りのない形で控えるということが第2点目。

それからもう一つは、民間に、もしできることがあれば民間に業務委託するというような姿勢も含めて、行財政改革を進めるということであれば、地域住民の理解は得られやすいのではないのかなというふうに私思っております。以上です。

小島会長：今、そういうご意見がありました。軸足は総合支所方式に置きながら、しかし、行く行くと言いましょか、もう少し分庁方式の或いは、本庁方式も含めたようなそういう幅の広い方式を取っていくということでいかがかというふうなご意見だと思いますけれども、よろしゅうございますか。そういう認識で。そういうご意見も今ありました。後はいかがでしょうか。はい、どうぞ羽二生委員さん。

羽二生委員：20番の羽二生でございます。

私は、意見ということではないのですけれども、質問をさせていただきたいと思っております。

分庁方式になりますと、人件費の削減についての効果はどういうことになるのでしょうかということ、それからデメリットの部分ですね。その部分について、具体的に説明をしていただきたいと思っております。ちょっとはっきりと分かりませんのでよろしく願いいたします。

小島会長：分庁方式の人件費の削減がなるのか或いは、デメリット、具体的にあるとすればどういうことかということのようですが。

事務局：人件費の削減の部分であります。例えばの例で申しますと、そこに書いてありますように総務・財政部門を東藻琴の庁舎で、福祉・環境が女満別町の庁舎の方になるということによりますデメリットというのは、先程、河西委員さんが申しましたように、片方に行かないと用が足りないようなことが起きるかもしれないという問題と、その部門がどこにあるか分からないという町民の方も出てくる可能性があります。

ですから、全てのことが、そのの庁舎に行けば分かるというようなことにならないという問題が一番のデメリットでないかというふうに思われます。

特に、高齢化社会がどんどん進みまして、一般町民の方に4人に1人が高齢者という時代になった時に、そういうことまできちんと把握をされてない高齢者の方も出てくるのかなと。ですから、そういう戸惑いが出てくる。

人件費の部分につきましては、それに徹底をしていけば、一定程度の成果は出るのですが、窓口業務は当然、両方の庁舎に必要な窓口業務は置かざるを得ない、そういう中であっても。

そうなってくると、人件費の削減効果は余り思ったほど出てこないという問題になろうかと思っております。

小島会長：よろしゅうございますか。その他ご意見はありませんか、これについて。

(「なし」の声)

小島会長：ご意見を今まで幾つか頂戴しましたけれども、まだまだ議論がお有りだというふうに思いますし、また必要だというふうにも思います。

従いまして、継続の協議としてお持ち帰りをいただきまして、それぞれ十分にご検討をいただき、次回、改めて事務局からその素案となるものをまたお示しをしながらご審議をいただくというふうな手順を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

小島会長：はい、ありがとうございます。

では、そのようにさせていただいて、新町の事務所の位置につきましては継続協議ということで取り運んで参りたいと思います。

続きます。次に協議第3号 財産の取扱いについてということであります。事務局よりお願いします。

事務局：協議第3号、これも継続協議であります。財産の取扱いについて。

第3回協議会で内容をご説明しておりますので省略をさせていただきますが、このたび、事務局（案）といたしまして協議項目5 財産の取扱いについて、女満別町と東藻琴村が所有する財産、公の施設及び債務は、全て新町に引き継ぐものとする、という内容であります。よろしくお願いいたします。

小島会長：今、財産の取扱いにつきまして、前回からの協議事項ということでありました。本日は、その調整方針として事務局から示されましたけれども、この件に関して、ご意見やご質問がありましたらご発言をお願いしたいと思います。これについてご質問ありませんか。

（「なし」の声）

小島会長：よろしいですか。

（「異議なし」の声）

小島会長：では、事務局からの第3号の継続審議の提案のように、基本的に考えて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、次、協議第4号に参ります。合併の時期についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：協議第4号 合併の時期についてであります。8ページの別紙資料に基づきまして、説明をさせていただきますと思います。

合併の時期、期日についてであります。合併にするためには、両町村の議会におけます議決を経てから北海道知事への合併申請、北海道議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出、総務大臣による官報の告示など、様々な手続きが定められており相当の日数を要することから、その点を十分に考慮して合併の期日を定める必要があります。

また、合併時期の決定のポイントにつきましては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会における協議の進捗状況、町村長及び議会議員の任期、合併時の事務処理・引き継ぎの利便性などを総合的に勘案して判断をし、時期を決めることが望ましいものとされております。

なお、この事項につきましては、本協議会の設立において、両町村長や両町村議会正副議長により、現行の合併特例法が適用される期間内に最大限留意することで合意をされているところであります。

その下に具体的な図をもって表示をしておりますが、知事に合併申請をした後、総務大臣の告示まで申請から概ね4ヶ月程度必要であるというふうに言われております。

右側の方に合併のための準備期間として、最低6ヶ月以上必要であるという説明書きがされておりますが、6ヶ月以上1年程度必要なのが実態ではなかろうかというふうに思います。

以上のことを総合的に判断をいたしますと、合併の時期は、合併特例法が適用される期限や合併準備に要する期間約6ヶ月等を考慮し、平成17年10月から平成18年3月までの期間内に設定

することが適当と考えられます。

7ページにお戻りを願いたいと思いますが、このたびの提案でございます。

協議項目2 合併の時期であります。女満別町と東藻琴村の合併目標時期は、市町村の合併の特例に関する法律の経過措置が適用される平成18年3月31日までとし、具体的な時期は、法定合併協議会移行後にこれを決定する、という事務局の提案内容になっておりますのでよろしくお願いいたします。

小島会長：ただいま、資料を基にいたしまして合併の時期、期日についての説明と、その調整方針として事務局（案）が示されました。

この件に関しまして、様々な視点でのご意見を頂戴したいというふうに考えております。是非、ご発言をいただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

何かございませんでしょうか。はい、どうぞ菅野委員。

菅野委員：18番 菅野です。

事務局の方から、この会議を開催する過程の中で、首長をはじめ助役、正副議長の集まりをもってこの日程を想定しているのだ、とこういうお話でございます。

しからは、私が質問できなくなってしまうので、敢えてそれを前段でお話を申し上げながら、私のこれに対する質問になろうか或いは、これについての考え方を申し上げたいと存じます。

第2回の協議会の中で、それぞれの論議がありました中で、実は、私からも市町村建設計画を早急に出して欲しいと、このようにお願いをいたしているところでございます。

しかしながら、この計画につきましては、法定合併協議会に移行してからの資料であろうと、このように私は認識しているものであります。

今日、それぞれ議案にも出ておりますけれども、第9号で新町構想程度が任意合併協議会におけるところのまちづくり構想であろうと、こう思います時に、私どもが一番知りたいところの新町の建設計画構想が出ない中で、この時期を定めて決定することは果たしていかなるものかと。或いは、その判断に非常に苦慮するのではないかと、このように考えるものでございます。

この辺りの建設構想計画がどのようになるのか、私の考え方で良いのか或いは、事務局の段階ではどのように認識しているか。この辺りを説明していただきたいと存じます。

小島会長：はい、ありがとうございます。事務局、その辺の状況については。

事務局：誤解をしてお答えでありましたら、ちょっと申し訳ないと思いますが、私どもは、当初からご説明を申しておりますのは、新しい町に対し、先ず構想を作って、基本的なビジョンを決めて、その後、建設計画を策定をする。

その後というのは、法定合併協議会の中で新町の建設計画を策定をする。基本的な理念の部分につきまして、任意合併協議会の中で整理をさせていただくということでご説明をしたところであります。

菅野委員：18番 菅野です。

提案はそのとおりであろうと、このように思います時に、私は、やっぱり住民に知らしめる立場においても或いは、これから私どもが判断する過程におきましても、その構想たるものが、やはり重要ではないかと、このように思うのであります。

今、重要なのは、前段で議決されております、合意されております3号につきましても、私としてはできれば法定合併協議会の中での決定事項ではないのかと、このようにも思う中で、4号において私は、新町が3月31日ということは時期尚早ではないか、とこのようにも思いますので、その辺りの首長段階のご見解を賜りたいと存じます。

小島会長：では、ちょっと山下町長の方から。

山下副会長：私の方から考え方を、先ず一つ述べたいと思います。

一つには、この協議会が始まりました時に、その一つの目標として、現行の特例法の中での市町村合併というものについて、最大限努力をするということが確認事項として出てきたのではないかとこのように思います。

確かに色々な論議があって、その時期というものがズれてくる可能性というものは否定いたしませんけれども、今、この協議会の中では、一つの過程の中での話として平成17年の3月若しくは、

18年の3月というものを目標として、最大限に努力をしていこうということであろうと思いますので、この協議会の中としては、今、私が考えますのは、一つそのことを前提にしながらいくと、各協議事項がどうあるべきかということで考えていきますと、この合併の時期というものも一つの先程言いました目標に対しての確認事項という形で決めていく必要もあるのではないかなというふうに思っております。

ですから、任意合併協議会それから法定合併協議会にこれから移行していく過程の道を歩いていくわけですが、その中のどの時点という部分、色々な議論はあろうかと思っておりますけれども、どのこともそれまでに協議をしなければならぬことは事実なのだろうというふうに思います。

その後、先の問題はありますけれども、この前、事務局が言いましたように、協議事項が詰め切れるものから順次やっていっているのが現況ではないかということで、確かに、構想があって、それに付随する計画等々がしっかりと固まっていく。そういう時間的な余裕があれば、そういったことが本来筋であろうと思っておりますけれども、先程言いました最大限その効果を生かしていくためには、そういった時期を見据えた中での協議ということでもありますので、こういったあり方ということも今時点では致し方ない部分もあるのではないかと、そんなふうに思っています。

ですから、そういった意味では、各委員さん、また住民の方々に分かりづらくしている部分もあるかと思っておりますけれども、そういった意味でしっかりと説明をしていかなければならないと、そんなふうに思っております。

ちょっとまとまりが欠けておりますけれども、今、この時期についての考え方というものは、私どもの町民の方々についても同じような説明をさせていただいておりますので、この協議会の場でもご了解を賜りたいなと、そんなふうに思っております。

小島会長：今のようないかがでしょうか。

これよろしいでしょうかと言うと、ちょっと言葉が適当でないかもしれませんが、考え方の中でこういう今、山下町長がおっしゃったような考え方。はい、どうぞ。

菅野委員：18番 菅野です。

首長さんのご説明で、一つの目安ということでお話をされている。これは当然、その計画というものは、時期を確認しなければならぬというのが、この任意合併協議会の決まりでございますので、私も了解するわけでございますけれども、非常に、前段で言っていますように、この会議が決議される、議決される内容でしたらよろしいのですけれども、言うならば、今日集まっているそれぞれの31名の委員は、やはり独任制の中での、それぞれ意見を発しているわけでございます。

そういう中で、くしくも2回目におきましては、この計画を出すというのが前提ではなかったのかと、このように思うのですよ。それが言葉の濁しの中で、それはもう出せないのだと、それは法定合併協議会の中で出すのだと、これは、地方自治法第251条の中にもそうなっているのですよ。

分かっております。ですから、目安というのであるならば、これは、今後の任意合併協議会の中での議題、協議項目は、それぞれ目安にしかなくなってしまうのですよね。

この辺りのきちんとした見解を持ってもらわなければ、私どもは非常に責任ある立場で、特に、議会議員というのは二足のわらじを持ってここへ臨んでいるわけですよ。

そういう面から言って、やはりきちんとした、住民に理解されるような提案が必要であろうと、このように思いますけれども、今言いますように、目安でこれを進めていくということであるならば、私もこれについては、そのまま賛成の意を表したいと、このように思います。

小島会長：では、私の方からちょっと申し上げてご理解いただきたいと思っておりますけれども、今、菅野委員の方からお話がありましたように、目安ということで考えるのか或いは、動きの取れないような決定とするというふうに考えていくべきなのかということがあって、それに構想の絡みもありますけれども、そういうふうなことのご意見だったかというふうに思います。

この提案の中に書いてありますように、合併の目標の時期というのが、市町村合併の特例に関する法律の経過措置が適用される平成18年3月31日と、具体的な時期、これはもっと具体的な時期につきましては、法定合併協議会の移行後にこれを決定するというふうになっておりますので、目的的なところが強いというふうに押さえるとするならば、今のところは一先ず、この合併協議会の法律の中で合併をするという目安の目標と言いましうか、それが平成18年3月31日まで、

それ以前は何日ということはないわけですから、18年の3月31日までを、最後のぎりぎりのラインとするのだというふうにご理解をいただければ、目安という性格も強いところもあるというふうを考えて良いのではないかとと思うんですけどもいかがでしょうか。よろしゅうございますか。  
(「異議なし」の声)

小島会長：では、そのようなことで進めて参りたいというふうに思います。

従いまして、今、協議の第4号 合併の時期につきましては、囲みの原案でお示しをしたようなことを基本に据えて進めて参りたいということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、8ページの資料のところも終わりまして、その次のところへ入って参りたいと思ひます。協議の第5号であります。議会の議員の定数及び任期について、これを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局：協議第5号であります。議会議員の定数及び任期についてであります。資料の10ページから12ページの資料によりまして説明をさせていただきます。

まず、一番はじめに、地方自治法によります原則について掲載をしているところではありますが、新設合併の場合は、合併時に法人格が消滅するために、関係市町村の議員は全てその身分を失います。新たに法人格を有する町が地方自治法に定められた手続きにより、予め新町の議会議員の定数を定め50日以内に選挙を行うこととなります。

なお、地方自治法に規定されている議会議員の数につきましては、12ページの2町村議会議員の定数の基準というものを表示しているところでありまして、5,000人以上1万人未満の欄が定数の上限となるところであります。

2番目といたしまして、合併特例法によります特例であります。

地方自治法による原則に対しまして、合併に伴う議会議員の定数及び身分について一定の期間の特例を設け、合併に対する障害を少なくし、合併を推進するための特例でありまして、(1)としまして定数特例であります。

これにつきましては、11ページの上段の図で説明をいたしますが、この特例につきましては、新町の議会議員の定数について特例を設けることができるというものでありまして、具体的に設置選挙において当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条に規定する定数の2倍までの定数を定めることができ、具体的に申しますと、18人掛ける2倍の36人以内、任期につきましては4年間となります。

(2)としまして在任特例であります。在任特例につきましては、合併後も一定期間、議員が引き続き在任することができるという特例でありまして、具体的には、合併前の関係町村の議員全員が在任をする場合は、合併後2年を超えない範囲に限り在任することができます。先程言いました定数特例の協議が成立した場合につきましては、この在任特例の適用はされません。

12ページであります。大きな3番目としまして選挙区の設置であります。

選挙区の設置につきましては、(1)としまして、町村議会の議員の選挙については、原則として選挙区を設けず、その区域の全部を一つの区域として選挙を行います。特に必要がある時は、条例で定めて選挙区を設けることができるという規定があります。

特に必要がある時とは、例えばの例で申しますと、合併により地域が広大であるなどのことが考えられますが、その他各市町村の実情に応じて判断すべきものであるという行政事例が昭和22年に出されております。

もう一つ、市町村の新設合併が行われた場合においては、選挙区を設定しようとする時は、地方自治法施行令第1条の2の規定により、職務執行者が専決により行うことができるという行政事例が昭和27年に出されております。

(2)としまして、各選挙区において選挙すべき議員の定数は、人口に比例して条例で定めなければなりません。特別な事情のある時は、概ねの人口を基準として地域間の均衡を考慮して定めることができるという公職選挙法の規定もあります。

(3)は、2番目の公職選挙法の例外としまして、合併があった場合においては、関係区域内の区域とする選挙区において選挙すべき議員の定数は、人口に比例しないで定めることもできるとい

う規定が公職選挙法の規定の中に記載をされているところであります。

12ページの下の方には、両町村の人口、議会議員の定数、現議員数などを参考として掲載をしているところでありますのでご参照をいただきたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

小島会長：ただいま、事務局から資料に基づいて説明がありました。議会議員の皆さんの定数及び任期に関しましては、他の合併協議会の例を見ましても重要かつ時間の掛かる協議項目というふうになっております。今日、ここで結論が出るというような案件ではありませんので、本日は、皆様から色々な角度から忌憚のないご意見をいただいて、ご発言をいただいて、それをまた参考にさせていただこうというふうを考えておりますので、ご意見がありましたらお出しいただきたいと考えております。はい、どうぞ、坂 委員さん。

坂 委員：7番の坂です。

ちょっと確認したいのですけれども、この議会議員さんの定数及び任期等につきましては、必ず議会の議決を経ると。特例を使おうが何しようが、議会の議決を経るというふうに理解したのですけれども、そうしますと、先程の菅野委員さんのご意見もありましたように、議会があって、この任意合併協議会があると。任意合併協議会というのは、そうしますと任意合併協議会で決まったというか、その方向に行ったというものを議会の方でどういうふうに判断するのか、当然、議会で決めることですから、議長さんもお見えになっておりますので、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

小島会長：よろしゅうございますか。では、森田委員。

森田委員：1番 森田でございます。

また東藻琴の平田議長さんからもお話をいただければと思っておりますが、当然、議会議員として、この項目については非常に今後の新町が出来上がれば、また議会としての機能を十分に発揮するためにも当然、今の段階から各町村においてもそれらの考えをしっかりと議論をしていくべきであろうというふうにも思っております。

具体的には、それぞれ私ども女満別町の議会といたしましても、それぞれ皆さん今、在任している議員から意見もいただきながら、それぞれ議会として議会議員である者たちがどのような考え方を持っているのか、ということも整理をさせていただきながら、できれば東藻琴の議会の方々と意見交換もさせてもらいたいというふうにも思っているところであります。

ですから、この後の協議といたしましても、農業委員会の委員というようなこともございますが、ここの協議会で最終的にお認めをいただけることができるのであれば、ありがたいな、というふうにも思っておりますので、今、現時点で女満別町の議会の考え方ということは、この場ではまだ言える段階に来ておりませんので、そのようにご承知いただければというふうに思います。

ですから、何回かの協議の中で、その考え方も言える機会があればありがたいなというふうにも思っております。以上です。

小島会長：はい、坂 委員さん。

坂 委員：すいません。説明の仕方が下手なものですから、私の趣旨といたしましては、この任意合併協議会で定数をこういう形にするとか、こういう形にするとかという形が、ある程度合意を得た場合に、この協議会、任意合併協議会で決まったものを議会は尊重するのかしないのか、そういう部分をお聞きしたかったわけです。

小島会長：はい、どうぞ。

森田委員：当然、任意合併協議会と言えども、それぞれ考え方を整理しながら、今後、法定合併協議会とか合併に向けてというようなことで進んでいくわけですので、その中で、一つの考え方が、この協議会の中で整理をされていくということですのでございましょうから、その過程の中では当然、それぞれ女満別町それから東藻琴村の議会の皆様方の考え方も、そこに何らかの形で反映されていっていただければありがたい、というふうにも思います。

小島会長：はい、どうぞ平田委員。

平田委員：16番 平田でございます。

今のご質問ですけれども、個人的な見解で述べさせていただきたいと思っております。と言いますのは、

今の任意合併協議会というのは、あくまでも、いわゆる情報提供の場ということで私ども踏まえております。法的な、いわゆる法定合併協議会の席では、この論議は避けて通れないものと確信しておりますが、ただ私ども議会の方も、まだ今この論議が実はかまさっておりません。

今、坂 委員の言われることは最もだろうと思いますが、私どもやはり議会の論議を並行して進めたいと。であれば、当然ながら法定合併協議会の中の論議と議会の論議をかませるように、最大限の努力はしたいという具合には考えております。

小島会長：はい、ありがとうございました。はい、坂 委員。

坂 委員：今のお二人のお話をお聞きしまして、私の意見として、そのようなお話であれば、この任意合併協議会では定数には触れないと思いますので、定数には触れないという意見を発表させていただきます。

小島会長：その他ご意見、菅野委員。

菅野委員：18番 菅野です。

ちょっと今の話、坂 委員さんにつきましては、もう少し時間をいただきたいと思います。なぜならば、議員定数も含めて今日の議題に上がっているのです。任意合併協議会の中で決めてくださいよ、という一つの指針を出してくださいよ、というのが、この会合なわけですね。

ですから、確かにそれぞれの議長がお話されているように、全然一線に置かないで、各町村の委員が一線に置かないで、この会議、全部、全てが納まるということにはならないのかもしれませんが。

しかしながら一つの形、合併に向かっての任意合併協議会の形として、私は皆さんの意見が、ここでご発言いただいて、そして、それをもって各町村に降ろすというのが筋だろうと思うのです。そうでないと、この任意合併協議会の会議のあり方について、また考え直さなきゃなんのです。私は合併に対する議員の定数の協議は、この席上でしていただきたい、とこのように提案しておきます。

小島会長：はい、今のようなご意見もあるところであります。その他、はい、どうぞ。

榎原委員：21番 榎原です。

議員定数の問題は、女満別は議会へ持って行って協議したいということですし、東藻琴の場合は、努力するというので、坂 委員さんの言っていることも分かりますけれども、協議会としてはどうあるべきかということ、やはり論議した方が良いのではないかなというふうに思っております。以上です。

小島会長：はい、どうぞ。

坂 委員：7番 坂です。

意外と私、節操がないものですから、今までのお話をお聞きしまして、特別固執するわけではないのですが、議員定数というのはなかなか微妙な問題があると思います。それで、できましたら我々も真剣にこういう形で協議しておりますので、議員さんも、その協議の中身の一端にでも入れていただければよろしいかと思っておりますので、引き続き協議の程、前言を撤回いたしますので、よろしく願いいたします。

小島会長：はい、ありがとうございます。他にご意見はないでしょうか。

(「なし」の声)

小島会長：先にも申し上げましたように、今、この場で結論或いは、すぐ具体的なものが出てくるということではない議案であります。

協議案であります、本日はこういう結論が出るということではありませんので、皆様から色々なご意見を頂戴しました。また、議論がもっともっと必要だろうというふうに思いますので、この件につきましては、継続協議でお持ち帰りをいただいて、また更に議論を深めていただいて、次回改めて審議をさせていただくというふうなことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

小島会長：では、そのように取り計らいたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。継続協議とさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、続けます。協議第6号 農業委員会の委員の定数及び任期について、これを議題とします。事務局、お願いします。

事務局：協議第6号 農業委員会の委員の定数及び任期についてであります。

資料に基づきまして、説明をさせていただきます。14ページであります。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの1番目、農業委員会制度の概要について、そこに記載をしているところがありますが、皆さん農村地区にて生活をなされていますので、大体のことはご存じではないかなというふうに思います。

ただ、(2)に書いてありますように、農業委員会の委員につきましては、選挙による委員、それから選任による委員との2種類がありまして、選挙による委員の定数につきましては、法律で10人から40人まで、市町村の条例で定めることとされております。

平成16年5月に法律の一部改正がありまして、この10人という人数が、下限の定数がどうも引き下げられておりまして、その後の具体的な告示の文章が来ておりません。

引き下げは引き下げられたのですが、具体的に申しますと何人になったのかという部分については、まだ承知をしておりませんが、10人という基準が引き下げられたということにつきまして報告をしておきたいというふうに思います。

3番目の部分につきましては、既にご存じのとおりでありまして、北海道にありましては、30アール以上の農地について耕作をしている者が農業委員会の選挙権を有する者でありまして、農業者、同居の親族又は配偶者の部分につきましても、従事日数が年間概ね60日以内という規定があります。農業法人などにつきましても、農業法人の組合員、社員又は株主などで、従事日数が60日以上の従事日数があれば選挙権を有するというところになっております。

今日は2番目の新設合併の部分につきまして、きちんと説明をしておきたいというふうに思います。

新設合併の場合、農業委員会は町内に1ヶ所設置されるのが原則であります。合併の場合、一般原則による他、合併特例法によります特例措置、議員の任期に関する特例であります。その他、農業委員会法に基づきます特例、境界の変更による場合の特例があります。

合併後の一つの農業委員会を設置する場合の原則であります。の原則につきましては、新設合併の場合は市町村が消滅しますので、農業委員会は全て廃止され新町に一つの農業委員会が置かれます。

従いまして、全ての農業委員会の委員の身分は失うこととなりまして、選挙による委員につきましては、新町の設置の日から50日以内に、法の基準に従って条例で定める定数で選挙を行うこととなります。この場合は、任期は3年となります。

なお、選任の委員につきましては、合併後速やかに選任をすることとなっております。

としまして、在任特例であります。

この在任特例につきましては、選挙による委員に関する規定であります。選任による委員につきましては、合併後速やかに選任する必要がありますが、選挙による委員さんにつきましては、新町の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、10人以上80人以内の範囲内で定められた者に限り、引き続き新町の農業委員の選挙による委員として在任することができます。在任することのできる期間につきましては、1年以内で協議して定めた期間となります。

(2)合併後二つ以上の農業委員会を設置する場合、15ページの途中から16ページに掲載されておりますが、この部分につきましては、一応、今回の中で国から示されている事例でありまして、可能性としまして想定されるかもしれないということで掲載をしておりますが、具体的な説明につきましては、この部分について質問があれば、質疑の中で補足をさせていただきたいというふうに思います。

3番目の選挙区の設置の部分であります。農業委員会の区域を二つ以上に分けて条例で選挙区を設置する場合は、全ての選挙区において選挙区内の農地面積が500ヘクタール以上となるか又は、基準農家数が600以上となる場合には、二つに分けて条例で選挙区を設置することができます。

農地面積については、女満別町が7,426ヘクタール、東藻琴が5,191ヘクタールであるために、両方とも条件に合致をしているところであります。

(2) 選挙区を設置した場合は、各選挙区の委員の定数は、概ね選挙人の数に比例して条例で定めなければならないということになっております。

17ページにつきましては、両町村の委員さんの現況を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で、第6号協議案の説明を終わらせていただきます。

小島会長：ありがとうございました。

事務局からの資料に基づいた説明がありましたけれども、これも議会議員の定数及び任期同様で、この結論が今すぐ出るというような案件ではありません。

従いまして、皆様からこれらについてのご意見、ご質問があれば、お出しをいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

阿野委員：11番 阿野と申します。女満別です。

このことについては、こんなことも想定されるということで、うちの農業委員会で別に農政小委員会と称する色々な現地調査したり、色々やる、その方々にこういったような課題等について検討をしております。

そのようなことで、実はつい先日、23日にも総会の終わった後での小委員会の中で、その他でちょっと中間報告をさせていただきました。

結論は、11月から12月頃ということで想定をしておりますけれども、そんなことで特にうちとして定数をどれぐらいにするか、報酬についても現状で良いのかどうなのか、ということも含めて今、検討している最中であります。

そんなことで、ここの任意合併協議会の意見なんかも聞きながら、十分参考にさせて結論を出したいというふうに考えております。以上であります。

小島会長：阿野委員さんは農業委員会のご出身でございますので、女満別の農業委員会では今、検討中だというふうなご意見かと思えます。その他にご意見はないでしょうか。どうぞ。

増子委員：24番の増子です。

今、阿野委員からも説明がありましたけれども、このことにつきましても、北海道の農業会議から、合併になった時には、こういうことになりますよ、ということは常時、聞かされておりましたけれども、この中で任期とか或いは、定数というのは、やっぱりこの任意協議会の中で、きちんとした中で決めていかなければならないと思うのですね。それは議員であっても農業委員であっても、これは同じ立場かなというふうに考えています。どういった形に持っていくのか、という場合もあると思う。やっぱりそれは、我々としても合併になった時は、現在の職務というものは失職してしまうわけなのです。それは第三者から見た中で、やっぱりきちんとした中でやっていかなきゃならないのではないかとこのように思っています。以上です。

小島会長：東藻琴の増子委員さんも農業委員会の代表の方であります。第三者の意見なんかも良く聞きながら、これを進めて参りたいというふうなご意見かというふうに伺いました。それでよろしゅうございますか。

今、ご意見がありました、その他にご意見はないでしょうか。

(「なし」の声)

小島会長：これはいずれも、本日、結論が出るということではありませんで、まだまだ議論が必要だろうというふうに思います。

この案件につきましても、議会の案件同様に継続審議ということで、次回改めてご審議をいただくことにしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

小島会長：では、そのように第6号 農業委員会の委員の定数及び任期につきましては、継続協議ということにさせていただきます。

会議が始まりましてから1時間余りが経ちました。ここで一旦休憩を取りたいと思います。7時45分まで休憩を取りたいと思いますがよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

小島会長：では、そのように10分間休憩させていただきます。

(10分間休憩)

小島会長：それでは再開いたします。協議第7号 特別職職員の身分についてを議題といたします。

事務局、お願いいたします。

事務局：協議第7号 特別職の身分の取扱いについて。

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議項目12番、特別職職員の身分の取扱いについて。1. 常勤の特別職について。

新町の町長、助役、収入役及び教育長の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。

なお、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。

2. 非常勤の特別職について。

行政委員会委員の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。

各種審議会等の附属機関で、新町に設置する必要のあるものの人数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。

資料を基にご説明をさせていただきます。19ページであります。

先程、訂正をお願いいたしました特別職の報酬並びに任期については、先程ご説明したとおりであります。女満別町の町長、助役、教育長の月額につきましては、条例に基づきます金額をそこに掲載をしております。平成18年3月まで暫定の額がありまして、2%引き下げをしております。女満別町長につきましては、70万6,000円、助役につきましては、65万3,000円、教育長につきましては、57万2,000円となっております。

括弧書きで常勤特別職の取扱いの部分につきましては、そこに掲載をしているとおりであります。新しい町の設置の日から町長につきましては、50日以内に行われることとなっております。

また、新町長が選挙するまでの間、町村長であった者の中から、その協議により定めた者が職務執行者となります。

助役、収入役の規定につきましては、失職する時期につきまして町長と同じ合併の日の前日に失職することとなります。新しい助役や収入役につきましては、新しい町長が選挙されてから議会の同意を得て専任をされることとなります。

なお、収入役については、欠けた時は職務を代理する者を置くことができることとなっておりますので、合併の日、職務執行者が収入役と職務代理者を選任し、収入役の職務を代理することとなります。

教育長の部分であります。失職は同じであります。教育長は一般職に属する地方公務員の身分と、議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分を併せ持つことから、合併特例法第9条の一般職の職員の身分を保障する規定の適用はありません。

新しい教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、職務執行者によって臨時に選任された教育委員会委員の互選によって決められることとなっております。

20ページであります。非常勤特別職の扱いであります。

教育委員。2町村の委員は失職することとなりまして、失職した2町村の委員の中から職務執行者が臨時の委員5人を選任します。任期は、新町長が招集する最初の議会の会期末日までであります。その後、新町長が議会の同意を得て新たな委員を任命することとなります。最初に任命された委員の任期については、定員5人のうち2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年という形になります。

選挙管理委員会につきましては、2町村の委員は失職します。合併前の2町村の選挙管理委員会委員8人の互選により、4人を定めます。互選を行う場所、日時は、予め職務執行者が通知をします。任期は、新町長が招集する最初の議会で新委員が選挙されるまでの間となります。その後、新町議会において新たな委員を選挙することとなります。

監査委員。2町村の委員は失職します。新町長が招集する最初の議会で同意を得て、長が選任することとなります。

固定資産評価審査委員会の委員であります。2町村の委員は失職します。職務執行者が失職した2町村の委員の中から選任をします。任期は、新委員が町議会で同意を得て、長が選任するまでの間です。

附属機関等の委員につきましては、2町村の委員は失職します。その後、職務執行者又は、新たな長が必要に応じ附属機関を設置し、委員を任命することとなります。附属機関につきましては、そこに掲載のとおりであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

小島会長：ただいま、資料に基づきまして特別職の身分の取扱い、この調整方針、これらについて示されたところであります。これに関しまして、ご意見、ご発言があれば承りたいと思いますが、ありましたらお出しください。はい、どうぞ。

榎原委員：ちょっと分からない部分があるので教えていただきたいのですが、20ページの教育委員というところがあるのですが、後ろの方の定数5人と書いて、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年と、どうしてこんなふうになるのかということと、それから下の方の固定資産評価委員のことなのですが、2町村の委員は失職しますと書いて、そしてその他に2町村の委員の中から選任しますと書いてあるのですが、例えば、合併した時に東藻琴村の人だけが選ばれたとか、女満別町の方だけが評価委員に選ばれた場合には、ちょっと困るのではないかなと思います。

どちらか1人づつ選ぶかなんか、こういう枠組みをしないと、女満別町の人が東藻琴村の評価委員になったからといって、評価はなかなかできないのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

小島会長：はい、事務局。

事務局：事務局でございます。

まず、教育委員の関係なのですが、通常であれば任期は4年ということで教育委員さんについてなっております。

但し、新しい町ができた時の設置選挙後の教育委員の委員については、法律に基づいてこういう形で任期が決められているということでございます。

次回、この次の教育委員さんの任期については4年間になりますけれども、ここの部分については、あくまでも設置選挙で行われた委員さんの任期については、こういう形になっているということでご理解をいただきたいと思います。

もう一つ、今、固定資産の評価委員の関係がございまして、当然、新設合併の場合におきすと失職をするということでございまして、失職した2町の中から委員を選任するということでございまして、この部分については、どうしても新しい議会の中で同意を得て、長が選任をするということでございまして。その前段で、色々な協議の中で、どちらの方を選任するのかという協議が当然あるかと思いますが、ここの段階でどちらを取るかということは、返答はできないということでご理解をいただきたいと思います。

小島会長：榎原委員さん、よろしゅうございますか。その他にご意見。よろしゅうございますか。ありませんか。

(「なし」の声)

小島会長：では、特別職の身分の取扱いにつきまして、提案のとおり決定させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

小島会長：はい、ありがとうございます。

異議なしと認めまして、協議第7号 特別職の身分の取扱いにつきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きます。協議第8号 職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局：協議第8号 職員の身分の取扱いについて。

職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議項目 9 番、職員の身分の取扱いについてであります。

1 女満別町及び東藻琴村の一般職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

2 職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、不均衡が生じないように是正するものとする。

3 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

資料につきましては、22 ページに掲載をしているとおりでありまして、内容は先程言いましたその資料の中段にあります合併特例法第 9 条の法律の抜粋も掲載をしているとおりでありまして、3 番目には、部門別職員数の状況につきまして、両町村の比較表を載せているとおりであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

小島会長：ただいま、資料に基づきまして協議第 8 号の説明をいただいたところであります。先程の 22 ページの資料にもありますように、合併特例法に関する法律に従いまして、このように取り運びたいということでございます。何かご質問等ございますか。はい、どうぞ坂本委員さん。

坂本委員：3 番 坂本です。

ちょっとお伺いしたいのですが、提案された中で職員の数については、新町において定員適正化計画を策定し、という文章がありますが、これは任意合併協議会でやるものなのか、その時期的なものについてはどのようにお考えなのかお伺いします。

小島会長：はい、事務局。

事務局：記載されているとおり、新町においてでありまして、新しい組織体制が決まった中で定員適正化計画を策定するという意味であります。

小島会長：よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

坂本委員：この件については、書いてあるとおりなのですが、やはり先程の菅野委員さんの意見とも一部重複する面がありますけれども、やはり建設計画によるものによって内容が変わってくるものがかなり出てきょうかと思えます。

そういった中で、新しい町になってから決めていくことはたくさんあるかと思うのですが、やはり基本になるものが何もないというのが、もう未だにちょっと腑に落ちないところでもあります。

従いまして、こういった新町において決めていくことは、これは結構なことなのですが、やはりある程度の基本の指針なるものは協議会の場で、ある程度取り上げていく内容も必要ではないかのかなと、そのように考えております。

小島会長：ご意見としてお伺いしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

小島会長：はい、そういうご意見があったということで承知をさせていただきます。

他にご意見ありませんでしょうか。

(「なし」の声)

小島会長：市町村の合併の特例に関する法律で背景にあってのこととありますので、先程の坂本委員さんからお話がありましたように、色々これから決める段階で、これをきっちり討議をしてということになってくるのだらうというふうに思います。

そういうことで、職員の身分の取扱いについては終わりたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

小島会長：では、協議第 8 号 職員の身分の取扱いについては、原案のとおり決めさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、協議第 9 号 新町まちづくり構想についてを議題といたします。事務局、お願いします。

事務局：協議第9号 新町まちづくり構想についてご説明をいたしたいと思います。

資料の部数が相当膨大でありますので、一部省略をしながら説明させていただきます。

2ページをお開き願います。新町のまちづくり構想、素案1についてご説明をいたします。

構想につきましては、第1章から4章までの構成で組み立てられておりまして、そこに掲載してあります、はじめにから始まりまして、新町の将来の姿までであります。

第1章につきましては、構想の位置づけなど、第2章につきましては両町村の概況であります。

1章、2章につきましては、説明を省略させていただきたいというふうに思います。4章につきましては、将来像につきまして、現在、幹事会で財政シミュレーションを含めまして作業中であります。両町村長の協議後、素案の2といたしまして次回、提案する予定でありますのでよろしくお願いをしたいと思います。

新町建設計画との関連のあります第3章の説明をさせていただきたいと思います。47ページをお開き願います。

47ページ、合併の背景から、合併の背景、必要性、効果、懸念と対策、新町の発展課題という形で5つに分けて掲載をしているところであります。相当膨大ですので、早口で省略をしながら説明させていただきたいと思います。

合併の背景についてであります、時代の潮流につきまして7つの項目に分けて説明しているところであります。

まず、一つ目につきましては、地方分権時代の到来ということであります。

地方分権は、国や道が行っていた行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるようにすることです。従いまして、自らの責任と判断で、自らの進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実践することができる行財政能力が強く求められることとなります。

特に近年、ボランティア組織や自発的な住民組織の活動が大きな広がりを見せております。このような住民活動は、地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりにとって欠かせないものであり、合併後の住民力の結集や住民と行政の協働体制の確立が求められているところであります。

2番目としまして、加速する少子高齢化であります。

出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、これまでの予想を上回る速度で少子化、高齢化が進行しており、本格的な少子高齢化社会が到来しつつあります。少子化の進展は、若年人口の減少につながり、これが社会活動の停滞や、まちの活力の低下を招く大きな要因にもなっております。地域ぐるみの子育て支援体制の確立や、高齢になっても元気で安心して生活できる環境づくり、施設整備や、まちづくりなど、生涯を託せる地域づくりの視点が重要となって参ります。

3番目につきましては、財政状況の著しい悪化であります。

我が国の財政状況は、危機的状況にあると言われており、景気の低迷による税収の落ち込み、経済対策に伴う公債の大量発行などにより、巨額の負債を抱えております。このような状況を立て直すため、国は財政構造改革を進めており、市町村の財政を支える地方交付税などが既に削減されており、今後もさらに大きな改革を迫られることが見込まれ、財政状況は今後一層厳しくなってくる事が予想されます。そのため、より簡素で効率的な体制を確立する必要があるというふうに思っております。

4番目、日常生活圏の一層の拡大であります。

交通網の整備や車社会の一層の進展、情報通信網の発達などを背景に、住民の日常生活の範囲は住んでいる市町村の行政区域を越えて広がっております。日常生活圏の拡大に伴い、行政課題も多様化、広域化の傾向を一層強めており、単独の市町村では対応が困難な課題や広域的な調整が必要な課題が今後増えてくることを見込まれ、より一層広域的な視点に立った施策展開を進めていく必要があります。

5番目、価値観・生活様式の多様化であります。

現在、日本社会はバブル経済崩壊後の長期に亘る景気の低迷や、経済活動のグローバル化の基で、大量生産、大量消費に象徴される産業構造から、産業のソフト化、サービス化、知識集約化、情報ネットワーク化による新しい産業構造へ移行しつつあります。そのような中で、一人一人の価値観

や生活様式も多様化しつつあります。そして、生活を楽しみ、自らの主体的で個性的な生き方を通して生活の質を高める方向へと変化をしてくれているところであります。これに伴い行政需要もますます多様化・高度化しており、行政組織のあり方やこれまでの事業実施方式の再構築などへの対応が求められているところであります。

6番目、情報化社会への対応であります。

情報技術の飛躍的な進歩により、パソコンや携帯電話などの情報機器とインターネットの急速な普及によって、情報ネットワーク社会が急速に拡大しております。情報化社会の進展は、時間と距離の壁を取り除き、社会のあらゆる分野に効果をもたらしてきております。高度情報化通信基盤のより一層の整備を進め、高度情報ネットワーク社会の構築に取り組む必要があるところであります。

7番目、自然環境の保全・利活用であります。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や経済活動に伴い、地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化し人々の環境保全に対する意識が急速に高まっております。住民の快適で安全な生活を確保し、生産基盤や生活の場として、さらに安らぎや、レクリエーション、交流の場として活用するため、保有している貴重な資源でもある自然環境を保全していく必要があります。また、省資源・省エネルギー・リサイクルを進め、自然と共生していく循環型社会の形成が求められているところであります。

2 合併の必要性であります。

合併に必要性につきましては、4項目にまとめているところであります。

まず一つ目、地方分権の推進に対応する行財政能力の向上のために、ということで、合併によって充実した行政システムの確立と財政基盤の強化を図る必要があります。地方分権の推進は、主体となる地方自体の権限と責任を大きく拡大することとなり、自治体の自己責任能力の向上が強く求められる時代となっています。このような中、地方分権を推進していくためには、行政能力の質的・量的向上が必要となって参ります。今後、地方交付税や国庫補助金の削減などにより、自治体の財政はさらに厳しさを増すことが予想されます。地方分権時代にふさわしい行政システムの確立を図るとともに、財政規模の拡大による財政基盤の強化、さらには合併によりもたらされる国による財政支援措置の活用や、経費削減効果などを活かした財源の確保を図る必要があります。

2番目であります。

少子高齢化の進行や高度化・多様化に対する行政事業に対応するために。

合併によって少子高齢化に対する課題に対応するとともに、総合的な行財政能力の強化を図る必要があります。次表のとおり、少子高齢化の進行が目立っております。このことは、生産年齢人口の減少による税収の減少と高齢者人口の増加による社会保障に係る財政負担の増加につながり、財政運営の難しさがより一層拡大することが予想されます。これらに適切に対応していくためには、一層の財政基盤の強化、専門的職員の育成(各種公共施設)の効率的な活用と適正配置の推進など、総合的な行財政能力の強化が必要となって参ります。

3番目、自治能力を高め参画と協働のまちづくりを一層推進するために。

合併して住民の自治能力の強化を図り、住民と行政が協働してまちづくりを進めていく必要があります。住民の行政需要は、ますます高度化・多様化していくことが見通されており、これに対応するため、行財政能力の強化を図るため合併の必要性が謳われておりますが、現実には、行政サイドの対応だけでは不十分なことが多くあります。これだけ財政状況が厳しく、住民意識の高度化・多様化が進んだ段階では、基本的に行政は、これまでのやり方で住民ニーズを満たすことは難しくなっております。住民のまちづくりへの参画意識の一層の高まりに期待するとともに、多様な分野で住民の参画と協働によるまちづくりを進めるため、住民の自治能力の強化が図られることが期待されるところであります。

4番目、保有する資源を活用し、その相乗効果を発揮して、より自立度の高いまちになるために。

交流資源、自然資源、生産資源、観光資源など多彩に保有しており、合併による相乗効果を発揮して、より自立度の高いまちを目指す必要があります。女満別空港という交流資源をはじめ、山、森林、湖などの自然資源、広大な農地などの生産資源、温泉、道の駅、優れた農村景観などの観光資源などを多彩に保有しています。これら特色のある各種資源を活用し、農業・工業・商業・観光

など、産業間連携を図るとともに、相乗効果を発揮してより高い成果を生み出す自立度の高いまちとなることが期待されます。

3 合併の効果であります。

合併の効果につきましては、そこに書いてあります4項目に整理しているところであります。

まず一つ目、住民サービスの充実であります。他の町村の公共施設であった各種施設などが利用しやすく或いは、できるようになり、施設間連携も取れて住民の活動に広がり生まれ、引いては住民サービスの充実につながります。

2番目、広域的・効果的なまちづくりの推進であります。

各種行政課題については、これまでの町村の枠組みを越えて、より効果的に解決に向けて展開をすることができます。また、地域の新しい情報の発信を活発に行うことでイメージアップを図り、企業の進出や若者の定着が期待されます。

3番目、行政運用の体制強化であります。

専門職員の配置や組織の充実・強化によって行政能力の充実を図ることができ、総合的行政の展開や各種行政分野の事業を有機的に活かした事業の考案にも役立ちます。さらに、より多様で個性ある行政施策の展開が可能となります。また、管理部門の効率化により、住民サービス部門の充実や専門性が図られます。

4番目、財政基盤の強化であります。

管理部門の統合や総職員数の抑制が図られるとともに、議員数や各種委員の総数が減少し、経費の節減が可能となります。また、類似施設の重複投資が避けられ、これにより地域に必要なプロジェクトへの重点的な投資が可能となります。さらに、地方交付税の特例措置や合併特例債の有効活用などにより、新しいまちづくりのための施策の展開が可能となります。

合併による懸念と対応方策であります。

まず第1、行政サービスの低下や負担の増大などの住民の不安について。

合併によって、従来からの行政サービスの低下を招くようなことは避けなければなりません、住民負担の軽減とともに財政面・人事面での行政の負担が過大に増大させないよう、事務事業の調整を図る必要があります。そして、合併後に住民参画のもとで行政サービスの水準を新たに定めていく必要があります。

2番目、行政区域の拡大による住民意向の反映についてであります。

合併すると住民の声が反映されにくくなる、役場が遠くなり不便になるのではないかと懸念があります。合併を契機に新たな広報広聴制度の導入や、住民参画の一層の促進など、まちづくりに反映できる住民組織のあり方を考える必要があります。また、役場が遠くなって不便になるとの不安については、住民の窓口は従来のまま残すことや、情報システムの活用により、これまで以上に利便性の向上に努める必要があります。

3番目、地域の生活環境や施設整備の格差是正についてであります。

合併すると中心部だけが発展し、取り残される地域が出てくるという懸念があります。各地域の生活基盤や施設の整備の格差については合併前から十分協議し、新たな施設整備に当たっては合併後の全町的な施設整備と行政サービスの水準の視点から見直し、配置のバランスを考慮するとともに地域の状況に応じた解決策を検討することが必要です。

4番目、各地域の独自性の維持であります。

これまでは、それぞれの町村において特色ある歴史・文化や伝統、住民活動などを育んできました。それぞれの地域への愛着間や連帯感も育っています。合併に際し、各地域が自立したコミュニティとして独自性を持ちつつ、全体として緊密に連携し合うようなまちづくりが必要です。住民が自ら作るまちづくりのために、住民と行政との協働をより一層強め、新しいまちづくり意識の高揚を図ることが必要です。

行財政の効率化に関わる問題。

合併による財政支援策の効率的・計画的活用が必要となります。また、行政事務の効率化が合併の効果として上げられていますが、既存の組織体制を踏襲したままでの人員削減を中心とした方法では、行政サービスの低下につながる恐れがあります。行政の効率化は、地方分権の推進や多様な

ニーズに対応するため、職員の意識改革や資質の向上、事務の効率化、行政サービスの適正化などを踏まえた計画的・段階的な改革を進めていく必要があります。また、行政サービスの維持向上を図りながら合併を実現するためには、新町における各庁舎の機能分担、情報ネットワークの構築などが課題となります。

新町の発展課題であります。

新町の発展課題につきましては、6点に分けて整理をしているところであります。

まず第1点目、産業の振興と活力の創造であります。

本地域は、農業を基幹産業として発展してきましたが、地域経済の活性化と特色ある観光の開発などを見据え、新町の特性・資源を最大限に活かし、より多くの人々が新町を訪れ、活力が増していくような観光交流機能の拡充と、環境変化や高齢化社会に対応した農林水産業や商工業に至るまで、地域に密着した活動支援策を新町一体となって進め、競争力の高い産業構造を作り出していく必要があります。

健康の増進と安心な体制の確立であります。

子供から高齢者まで健やかに住み続けられる地域ぐるみの福祉体制づくりが必要です。また、住慣れた地域で助け合い・支え合いながら、共に生きることができる地域社会づくりを新町一体となって進めていく必要があります。

3番目、個性を磨く教育文化の創造であります。

未来の新町を担う心豊かで創造性溢れる人材の育成と、生涯にわたる自己実現の場や機会の拡充、新町の保有する教育・文化、スポーツ資源を活用、拡充させて、多様な学習・芸術・文化・スポーツ・交流の環境づくりや、内外への情報発信をより高めていく必要があります。

潤いある快適な住環境の確保であります。

高齢者の日常生活における移動手段の確保、公共空間のバリアフリー化なども視野に入れた居住基盤づくりなど、人に優しいまちの基盤づくりを新町一体となって進めていく必要があります。

5番目、自然環境の保全と共生であります。

豊かな自然環境と景観は、本地域を特徴づける要素であり、大きな魅力になっていますが、地球環境の保全や循環型社会の形成などの社会的要請への対応を図るため、あらゆる分野で自然環境・景観と共生するまちづくりを進めるとともに、快適で安らぎのある暮らしが実感でき、誰もが住みたくなる居住環境づくりの構築が必要です。

住民参画と協働の確保、自治体経営の確立であります。

地方分権時代の中で住民の参画と協働によるまちづくりが進められるよう、住民や住民団体・企業と行政とのパートナーシップを強化していくと共に、地域コミュニティの育成・融和を支援し、地域とそこに住む人を大切にして、より一層行財政改革に努め、自立する自治体づくりを進める必要があります。

以上、早口で申し訳ありませんが、第3章を中心に説明をしたところであります。よろしくお願いいたします。

小島会長：資料に基づきまして、全4章の内の幹事会で協議の整った第1章から第3章まで、これについて今回、素案 その1ということで説明をさせていただきました。

この件について何かご意見があれば承りたいと思います。何かありませんか。

はい、どうぞ森 委員さん。

森 委員：22番の森です。

5ページに第2章 女満別町・東藻琴村の概況というのがあります。それで私、女満別町は山田マッチ工場のハクヨウ材の切り出しが最初の開拓だということで理解して、その時には、世界のマッチ軸の5割以上を山田マッチ工場が出したという記録もあります。ということで、マッチのことが出ているのですが、東藻琴村は明治39年に始まり、明治45年には約60戸の村落が形成されました。そこは良いのですが、流域・丘陵地帯ではの後にすぐ小麦、馬鈴しょ、てん菜となっているのですが、東藻琴村の開拓の始まりはハッカなのです。北見ハッカの主産地なのです。そして、今も地図に書き入れるのですが、東藻琴、一番詳しい人が全部調べたら72戸の取り油、油を取る工場跡があるわけですよ。まだ現在残っているのは一桁ですけれども。

ということで、私の言いたいのは、東藻琴村はハッカから始まったのだということを強調していただきたい。第2章ですね。それをお願いしようと思って一言言いました。

小島会長：はい、ありがとうございます。

東藻琴村の歴史の最初につきましては、森先生は権威でありますから、それはもうこれからも、まだこれで完成ではありませんので、今、承った意見なんかも含めて構想のこの中に含めながら、訂正すべきものは訂正しながら、少しでも事実に近いように、これは編集をしていかなければならないというふうに考えております。事務局、よろしゅうございますか、それで。

そのように考えておりますので、先生またご助言を賜りたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。他に何かございませんでしょうか。

(「なし」の声)

小島会長：無ければ、新町のまちづくり構想につきましては、次回の提案の予定になっております。

次の回に、新町のまちづくり構想についての案をお示ししたいと。第4章も含めて改めてご協議をいただくということになりますので、一先ず継続協議をさせていただくことにしたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

小島会長：よろしくお願いいたします。そのようにさせていただいて、次へ進みたいと思います。

今日の協議事項の最後の協議事項になります。事務事業における重点項目の協議についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：協議第10号 事務事業における重点項目の協議について、ご提案させていただきます。皆様のお手元の議案の24ページから25ページでございます。

なお、議案とは別に配付しておりますA4横長の資料3 女満別町・東藻琴村事務事業現況調査整理表につきましては、今回、議案として提案しております事務事業について両町村の現況が記載されておりますが、資料を事前配付していることもあり説明を省略させていただきますとともに、ナンバー94、議会議員の任期及び議員数、ナンバー545、農業委員会委員の任期及び定数につきましては、本日、協議第5号及び協議第6号として別にご協議をいただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、A4横長の資料2 女満別町・東藻琴村事務事業重点項目整理表の1ページ、ナンバー78、電子計算機の管理運用から、2ページ中段のナンバー431、自治会補助金まで、私の方からご説明させていただきます。

資料2 女満別町・東藻琴村事務事業重点項目整理表の1ページをご覧ください。

ナンバー78、電子計算機の管理運用の一元化に向けた課題につきましては、現在使用しているシステムはメーカーが違い、互換性がないことから、データの統合をしなければならない。限られた時間の中でシステムの構築を検討しなければならない。確実に安価に行う必要がある。安定した広域ネットワークの構築。住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証等との連携。となっており、調整区分は、合併時に統合。調整方針は、住民サービスを低下させないよう、合併時までシステムを統合する。となっております。

ナンバー90、消防組織機構の一元化に向けた課題につきましては、消防組織の検討。となっており、調整区分は、合併時に再編。調整方針は、現行の消防、救急体制を維持しつつ、合併時まで再編する。となっております。

ナンバー94、議会議員の任期及び議員数の一元化に向けた課題につきましては、合併後の定数設定。合併特例法の取扱いについて。選挙の方法、時期について。となっており、調整区分は、合併時に再編。調整方針は、新設合併をした場合の議員の身分等については、原則的には地方自治法の規定によるが、合併特例法による特例措置もあり、その選択方法については協議会で協議する。となっております。

ナンバー233、国民健康保険税の賦課事務の一元化に向けた課題につきましては、税率に相違がある。応益・応能割合の平準化が必要。納期、賦課方法に相違がある。となっており、調整区分

は、合併時に統合。調整方針は、税率は合併時に統合する。納期、賦課方法は納税者の負担を考え、女満別町に合わせ暫定賦課の導入。納期回数9回とするのが望ましい。となっております。

ナンバー238、戸籍事務の一元化に向けた課題につきましては、両町村とも戸籍がコンピュータ化されておらず、全戸籍及び戸籍の付票を新町名に書き換え並びに対象者への通知は膨大な作業量であるが短期間で行う必要がある。となっており、調整区分は、合併時に統合。調整方針は、合併までに戸籍のコンピュータ化を検討する。となっております。

ナンバー245、手数料（証明書の交付・閲覧等）の一元化に向けた課題につきましては、2町村とも金額及び各証明書様式等に相違がある。となっており、調整区分は、合併時に統合、調整方針は、合併時に積算根拠を明確にし統合する。となっております。

ナンバー256、老人保健事業基本健康診査の一元化に向けた課題につきましては、健康診査の委託先、自己負担及び対象年齢に相違がある。となっており、調整区分は、合併時に再編。調整方針は、合併時に統合・再編する。となっております。

ナンバー264、各種がん検診の一元化に向けた課題につきましては、対象年齢、受診内容、自己負担及び検診の委託先に違いがある。となっており、調整区分は、合併時に再編。調整方針は、合併時に統合・再編する。となっております。

ナンバー359、高齢者生活支援ハウス運営事業の一元化に向けた課題につきましては、利用者負担基準は同じであるが、居住部門負担額に違いがある。運営委託は両町村とも地元福祉会に委託しているが、委託料に違いがある。となっており、調整区分は、存続。調整方針は、高齢者生活支援ハウスの利用者負担及び委託契約基準を統一し存続する。となっております。

ナンバー372、老人医療費助成事業の一元化に向けた課題につきましては、北海道医療給付事業に基づき各市町村が実施しているが、制度改正に伴い平成20年3月31日をもって廃止される。となっており、調整区分は、合併時に統合。調整方針は、合併時に統合する。となっております。

ナンバー378、乳幼児医療費助成事業の一元化に向けた課題につきましては、北海道医療給付事業に基づき各市町村が実施しているが、両町村はそれぞれ単独拡大給付を行っている。となっており、調整区分は、合併時に統合。調整方針は、合併時に統合する。となっております。

2ページをご覧ください。

ナンバー379、重度心身障害者・ひとり親医療費助成事業の一元化に向けた課題につきましては、北海道医療給付事業に基づき各市町村が実施しているが、両町村はそれぞれ単独拡大給付を行っている。となっており、調整区分は、合併時に統合。調整方針は、合併時に統合する。となっております。

ナンバー396、介護保険料の賦課徴収事務の一元化に向けた課題につきましては、保険料の月額基準額、女満別町2,900円、東藻琴村3,066円に相違がある。普通徴収納期回数、女満別町4回、東藻琴村5回に相違がある。となっており、調整区分は、合併時に統合。調整方針は、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画を平成17年度中に策定することから、2町村介護サービス見込み量等の算定を行い合併時に統合する。普通徴収該当者が、より納付し易いようにするため、納期回数を5回とする。となっております。

ナンバー406、保育所・保育園事業の一元化に向けた課題につきましては、保育料及び保育時間に相違がある。となっており、調整区分は、存続。調整方針は、保育所については存続する。運営その他については、さらに協議を行う。となっております。

ナンバー410、防犯灯設置（街路灯設置含む）の一元化に向けた課題につきましては、維持・管理方法に相違がある。となっており、調整区分は、合併時に統合。調整方針は、合併時に統合する。となっております。

ナンバー415、火葬場（施設・使用料）の一元化に向けた課題につきましては、女満別町の施設の老朽化、施設使用料の格差。となっており、調整区分は、合併時に統合。調整方針は、施設及び使用料については合併時に統合する。となっております。

ナンバー423、ごみの収集・運搬の一元化に向けた課題につきましては、ごみの有料化、収集体制、女満別町戸別収集、東藻琴村ステーションに相違がある。となっており、調整区分は、合併時に再編。調整方針は、ごみの有料化は合併前実施を検討する。合併後に収集回数、区域、体制に

ついて再編する。となっております。

ナンバー４２４、ごみ資源化事務（減量化含む）の一元化に向けた課題につきましては、ごみの減量化の手段として、ごみの有料化は不可欠である。新旧最終処分場埋立地の延命化。資源物の処理方法及び引き渡し先に一部相違がある。となっております、調整区分は、合併時に再編。調整方針は、有料化は合併前実施を検討し、有料化によるごみの減量化を図る。合併後、リサイクルセンターの有効活用を図り、処理方法及び引き渡し先の一元化を図る。となっております。

ナンバー４３１、自治会補助金の一元化に向けた課題につきましては、補助内容や算定方式に相違がある。調整区分は、合併時に統合。調整方針は、合併時に統合する。となっております。

以上、４３１自治会補助金までの説明を終わります。

引き続きまして４６３番から、私の方よりご説明を申し上げます。

４６３番、農業振興助成制度の一元化であります。課題といたしまして、補助目的、内容に相違がある。補助事業の見直しに当たっては、農協や受益者との調整が必要となる。ということで、調整区分といたしまして、合併時に再編。調整方針といたしましては、独自に実施している事業については統廃合を含め、補助内容及び補助率を再編する。という整理でございます。

続きまして４６４番、農業振興団体補助でございます。課題といたしまして、補助目的、内容に相違がある。見直しに当たっては、団体との調整が必要となる。調整区分といたしまして、合併後に再編。調整方針といたしましては、当面は現状のまま存続し、合併後２年を目途に団体の統廃合及び自主的運用の可能性を含め検討し再編する。とさせていただきます。

続きまして４７３番でございますが、３ページ目にまたがって記載をさせていただきます。

事業名といたしまして、５事業を１本にまとめて整理をさせていただきます。畜産振興対策補助事業（家畜防疫事業）でございますが、課題といたしまして、両町村の防疫内容に助成率に差がある。調整区分といたしまして、合併後に統合。調整方針といたしまして、伝染病予防ワクチン代助成については合併時に廃止の検討を行い、組織を統合する。という方針でございます。

畜産振興対策補助事業（種豚導入事業）につきましては、女満別町のみを取り組みとなっております。調整区分といたしまして、合併後に廃止。調整方針といたしまして、合併時に廃止の検討を行う。という整理でございます。

それから、畜産振興対策補助事業（酪農ヘルパー利用組合）でございますが、課題といたしまして、両町村の補助金額が違うため不公平感が出る可能性がある。農協合併と併せ組織の統合も想定され、流動的課題となっている。という整理でございます。調整区分といたしまして、合併時に再編。調整方針といたしまして、合併時に助成額を調整する。という内容でございます。

それから、３ページでございますが、同じく４７３番、畜産振興対策補助事業（乳牛検定組合）でございます。課題といたしまして、酪農ヘルパーと同様、農業合併と併せ組織の統合も想定され、流動的課題となっている。調整区分といたしまして、合併後に再編。調整方針といたしまして、東藻琴村は人的支援を実施していることから当面は現状のまま存続し、合併後２年以内に支援方法も含め再編する。という方針でございます。

それから、畜産振興対策補助事業（大家畜経営体質強化資金利子補給金）でございますが、課題といたしまして、東藻琴村のみの事業となっている。調整区分は、存続。調整方針といたしまして合併後も存続する。という方針でございます。

ナンバー５０１番、林業振興助成制度でございます。課題といたしまして、２１世紀北の森づくり事業につきましては、現在、北海道において見直し作業中でございます、その検討状況を注視していく必要がある。森林整備推進対策事業補助金は、女満別町が単独で実施している取り組みとなっている。その次でございますけれども、地域活動支援が２回繰り返しております。誤植でございますので削除いただきたいと思っております。森林整備地域活動支援交付金事業につきましては、国が平成１４年度から１８年度の５ヶ年間で実施するために創設されたものでございますけれども、各市町村とも負担が多く、また投資効果に疑問があり、今後においては同制度を廃止し、造林事業等への補助制度の充実を要望する必要がある。という課題でございます。調整区分といたしまして、合併時に再編。調整方針といたしまして、北海道の補助制度の見直し経過を考慮しながら、合併時に再編する。という方針でございます。

502番、森林組合補助でございます。課題といたしまして、森林組合につきましては、美幌、女満別、網走、小清水、清里、斜里、東藻琴の7組合で合併協議会を設立し、現在、協議が進められているところでございまして、市町村合併の動向により合併が推進されることが予想されております。森林組合の合併が促進されるよう支援すると共に、合併後、経営が安定するまでの間は支援措置を講じていく必要がある。という課題の整理でございます。調整区分といたしまして、合併後に再編。調整方針といたしまして、合併後に再編する。ということでございます。

545番、農業会委員の任期及び定数でございます。先程も出ておりますので、こちらにつきましてはのご説明は省略をさせていただきたいと存じます。

590番、簡易水道料金の賦課徴収に関する事業でございますが、課題といたしまして、用途別、口径別、基本水量と料金に差がございます。メーター使用料の有無の差がございます。検診の回数、毎月、隔月の差がございます。将来の水道施設整備についての差がございます。調整区分といたしまして、合併後に再編。調整方針といたしまして、基本水量につきましては、合併時まで統一を検討し、料金等につきましては、合併後に協議し再編を図る。という方針でございます。

最後のページ、4ページでございます。

624番、下水道使用料及び受益者負担金等の賦課徴収に関する事業でございます。課題といたしまして、用途別、基本水量と料金に差がございます。受益者負担金に有無の差がございます。調整区分といたしまして、合併後に再編。調整方針といたしまして、基本水量につきましては、合併時まで統一検討し、料金等につきましては、合併後5年を目途に再編を図る。という方針でございます。

647番、道路除雪関連事業でございます。課題といたしまして、除排雪体制の確立。除雪路線の統合が必要。事務所、車両の保管場所についての調整が必要。調整区分といたしまして、合併時に統合。調整方針といたしまして、現行の除雪水準を維持しつつ、合併時に統合を図る。という方針でございます。

676番、通学バス運行業務でございます。課題といたしまして、委託形態に相違がございます。女満別町につきましては、営業ナンバー登録車による運行でございます。東藻琴村につきましては、自家用ナンバー登録車による運行でございます。また、福祉バス、患者輸送バス、福祉巡回バス等を含めて検討が必要。という課題の整理でございます。

それから、バス更新時期及び導入方針の再検討が必要でございます。バス路線（通学区等）の再検討が必要でございます。通学路線バスの連携の調整並びに村立高等学校への通学者バスの継続でございます。調整区分といたしまして、合併時に再編。調整方針といたしまして、バス路線臨時運行等につきましては、合併時に調整する。委託形態、運行管理、バス更新等につきましては、合併後3年を目途に再編をする。という方針でございます。

最後になります。679番、村立高等学校に関することであります。課題といたしましては、近年は少子化傾向等の理由により、生徒数が減り学年定員の40名を確保することができていない状況にあり、今後、魅力ある高校を目指した学校づくりが必要になる。北海道東藻琴高等学校のあり方・生徒数の確保について、住民・教育関係者を一堂に会した懇話会の設立が必要である。と認識してございます。また、北海道東藻琴村高等学校を存続していくためには、毎年度多額の費用が掛かってございます。校舎は建築後16年が経過し、外壁、塗装等の改修が必要である。また、老朽化した緑友寮の大規模改修が必要になる。という課題の整理でございます。調整区分といたしましては、存続。調整方針といたしまして、合併時は新町立高等学校として存続する。北海道の高等学校適正配置計画の動向、少子化に伴う入学対象生徒数の減少による入学生徒確保問題等、市町村立、その次の宇宙の宇の文字は誤植でございますので、削除をいただきたいと思います。市町村立高等学校を取り巻く社会環境は厳しい状況下にあるので、合併後においても町立学校の存続につきましては継続検討事項とする。という調整方針でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

小島会長：事務局から資料に基づいて説明がありました。これ前回、前々回に67項目の重点項目の内の今回は30項目について、専門部会や幹事会で検討・協議をした上で調整方針が整ったものを提案したわけでありませう。

これについて、ご意見やご質問をいただきたいところでもありますけれども、時間的にも相当遅くなってきております。今、頭の中も十分、私自身は整理されていないような状況にもありますので、今日、説明をいただいたことを基に、もう一度見返していただきまして、次回改めてこれについての協議のご意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

小島会長：では、そのようにさせていただきます。次回に協議をいただく、ご意見をいただくということで進めたいと思います。

## 6 その他

小島会長：次に参ります。

その他ということで、会議次第の6番目、その他、5回以降の任意協議会の開催日程について、事務局からお願いします。

事務局：その他であります。

第5回任意合併協議会の開催日程であります。平成16年8月8日、日曜日であります。午後1時30分から東藻琴村農村環境改善センターにおいて行いたいと思います。

その次、第6回任意合併協議会の開催日程であります。平成16年8月18日、水曜日ですが、午後6時30分より本で行われております女満別町研修会館で予定をしているところであります。どうぞよろしくお願いたします。

小島会長：今、第5回の任意協議会の開催日程が16年8月8日、日曜日の午後1時半から開催したい、東藻琴の改善センターで、ということですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

小島会長：そういうことで確認をさせていただきます。

第6回は、8月の18日、午後6時30分、この研修会館でということになります。確認をさせていただきます。

本日の案件、以上でございますけれども、その他全体を通じて何かご意見等はございましょうか。ありませんか。

(「なし」の声)

## 7 閉 会

小島会長：では、大変本日、長時間に亘ってのご協議を賜りまして、ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

多数の方々の協議、そして傍聴の方々のお集まりをいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。第4回、この任意協議会を閉会させていただきます。

お氣をつけてお帰りをいただきたいと思っております。ありがとうございました。